

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

1. 改正の趣旨

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条第1項の規定により、危険・有害な化学物質を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装に、当該化学物質の名称等の表示をしなければならないこととされている。また、法第57条の2第1項の規定により、危険・有害な化学物質を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付等により、当該化学物質の名称等の通知をしなければならないこととされている。

これらの規定の対象となる化学物質（以下「ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質」という。）として、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第18条及び第18条の2において、国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと令和3年3月31日までに区分された物のうち、厚生労働省令で定めるものが規定されている。また、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「則」という。）第30条及び第34条の2において、令第18条第2号及び第18条の2第2号の厚生労働省令で定める物は、「別表第二の物の欄に掲げる物」と規定され、則別表第2に個々の物質名が列挙されている。

今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）により、「令和3年3月31日」が「令和6年3月31日」と改正されることから、当該時点までに国が行った化学品の分類の結果を踏まえ、則別表第2について、個々の物質名の追加・削除等、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

- (1) 改正令の施行に伴い、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質に追加される物質について、則別表第2に追加することとする（追加対象物質は別表1のとおり）。
- (2) 改正令の施行に伴い、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質から除外される物質について、則別表第2より削除することとする（削除対象物質は別表2のとおり）。
- (3) その他所要の改正を行う。

3. 根拠法令

- ・改正令による改正後の令第18条及び第18条の2

4. 施行期日等

公布日：改正令の公布の日

施行期日：令和9年4月1日